

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-02		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	被保護者就労支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	樋口		内線	2634	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-04-04		就労支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画		☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	就労意欲はあるが、なかなか就業に結びつかない被保護者に対して、就業の実現に必要な支援を組織的に行い、被保護者の自立を助長することを目的とする。							
対象者等	被保護者のうち、稼働年齢層で就労意欲があり支援することにより就労が見込まれる者。							
内容	令和3年度より「就労支援専門員（ハローワークOB等）の設置」から就労支援事業業務委託に移行し、更なる支援の充実を図っている。 [対象者の選定] ・就労意欲があり、かつ支援することにより就労が見込まれる者 ・阻害要因があり、一般就労に向けた準備が整っていないと判断される者 [就労支援検討会] ・対象者、ケースワーカーとの三者間にて支援方針及び支援内容等を決定 [具体的支援] ・ハローワーク足立、就労支援コーナーあらかわ、JOB町屋等への同行及び各所職業相談部門担当者との連携 ・職業訓練受講及び資格取得等の斡旋並びに指導 ・求人情報提供、面接指導、履歴書・職務経歴書作成指導ほか ・ケースワーカーとの連携（環境整備等） ・就労先開拓及び紹介、打診、面接同行 [就労支援結果の確認] ・就労状況確認・就労支援継続の要否の検討							
経過	平成17年 4月 事業開始（就労支援専門員 1名配置） 平成23年 4月 就労支援専門員を1名増員し2名体制実施 平成25年12月 就労支援コーナーあらかわ（ハローワーク常設窓口）設置 平成26年 7月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の法令化） 平成27年 4月 生活保護法一部改正（「被保護者就労支援事業」の法令化） 平成30年10月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の算定基準見直し） ※最低給付額 単身世帯2万円 複数世帯3万円、積立率を一律10%に統一 令和 2年 4月 生活福祉課内に自立支援係設置 令和 3年 4月 被保護者及び生活困窮者就労支援業務の一体的実施（JOBサポートあらかわ）							
必要性	就労可能な被保護者に対し就職活動を支援することにより、自立の促進につなげることで生活保護制度の適正実施を図るために必要な事業である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 庁外に委託の就労準備支援事業所を開設。ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関との連携による支援を実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	就労者数(被保護者)	42	48	48	50	80	延就職件数（内職増収を含む）
	②	利用者数(被保護者)	108	140	126	132	150	前年度からの継続利用を含む
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
重点的に推進	重点的に推進	就労可能な被保護者に対する就労への働きかけ等の支援により被保護者の自立を助長するため、重点的に推進する必要がある。						

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	就労支援専門員報酬	2,600	報酬	就労支援専門員報酬	2,670	報酬	就労支援専門員報酬	2,688
職員手当等	期末手当	517	職員手当等	期末手当	554	職員手当等	期末・勤勉手当	1,032
共済費	社会保険料	490	共済費	社会保険料	482	共済費	社会保険料	549
旅費	ハローワーク等同行旅費、通勤費相当	165	旅費	ハローワーク等同行旅費、通勤費相当	177	旅費	ハローワーク等同行旅費、通勤費相当	183
委託料	その他の委託料	14,206	委託料	その他の委託料	14,618	委託料	その他の委託料	15,042

備考	行政費用では、委託料が主な費用である物件費が全体の約62%を占めており、次いで給与関係費約35%となっている。行政収入では、国庫負担金として9,828千円の収入があった。
問題点・課題	○令和3年度に開始した被保護者及び生活困窮者就労支援業務の一体的実施（JOBサポートあらかわ）を効果的に活用し、対象者の就労自立を適切に促せるよう、関係者が連携してサポートする必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	就労や就労体験の受け入れ事業者を更に増やすとともに、受け入れ事業者の協力を得ながら紹介動画等を作成する。			内職の協力企業を多く開拓し、利用者のJOBサポートあらかわへの通所意欲や社会参加の促進に繋がった。			具体的な仕事のイメージをつかみ就職活動へ移行できる環境を整えるために、中間的就労の協力事業者の開拓を行う。		
②									
③									
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）								
	令和2年 決特 就労自立の件数について								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		08-02-03		戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		路上生活者等対策事業		部課名		福祉部生活福祉課		
				担当者名		樋口		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-13-01		路上生活者対策事業分担金				
		01-13-02		路上生活者自立支援事業				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 13（ 2001 ）年度		根拠		路上生活者対策事業実施大綱、ホームレス対策		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等		特別措置法、生活困窮者自立支援法		
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価 事業体系		分野		I 生涯健康都市				
		政策		02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
		施策		12 低所得者の自立支援				
目的		荒川区内の道路、公園、河川敷で生活する路上生活者等に対して、生活相談等を行うとともに、都区共同事業である「路上生活者対策事業」の利用窓口となり、路上生活者等の早期社会復帰に向けた支援を行う。						
対象者等		荒川区内の道路、公園、河川敷で生活する路上生活者等。						
内容		1 路上生活者の自立に向けた生活に関する相談等 2 都区共同事業「路上生活者対策事業」に基づいて設置された自立支援センターの利用承諾承認 [自立支援センター事業] (1)巡回相談 (2)緊急一時保護 (3)自立支援 (4)地域生活継続支援 (5)支援付地域生活移行事業 ※平成22年10月から緊急一時保護センターと自立支援センターを一本化し、新型自立支援センターとして再構築 [自立支援センター設置の考え方] (1) 各ブロック、センター1ヶ所、自立支援住宅30戸(支援付住宅含む)設置(5年間の持ち回り)。 (2) 施設の建設は基本的に東京都が行い、管理運営は特別区が行い、特人厚が共同処理する。 (3) 経費負担は都が2分の1、区は残りの2分の1の額の23分の1を負担する。						
経過		平成12年 7月 路上生活者自立支援事業に伴う都区協定締結、11月 自立支援事業開始 平成13年 4月 荒川区に路上生活者自立支援相談員を設置、8月 路上生活者対策事業実施大綱制定、特別区長と都知事による協定の締結、11月 緊急一時保護事業開始 平成17年 2月 緊急一時保護センター荒川寮開設（平成22年2月閉鎖） 平成18年11月 全ブロックに緊急一時保護及び自立支援センター設置完了 平成20年 4月 路上生活者対策事業実施大綱改定（再構築） 平成25年 2月 全ブロックに新型自立支援センター設置完了（平成27年1月から設置二巡目） 平成27年 4月 生活困窮者自立支援法に基づき事業実施（従前はホームレス対策特別措置法） 平成31年 4月 支援付地域生活移行事業を全ブロックにて開始 令和 2年 1月 自立支援センター台東寮閉鎖、 7月 自立支援センター荒川寮開設(令和7年1月まで) 令和 6年 4月 自立支援住宅の対象者を拡充（女性、性的マイノリティ等）						
必要性		路上生活者等の自立に向けた対策事業として実施する必要性は高い。						
実施方法		☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 利用承諾・処遇決定等は特別区、施設建設、住宅・職業相談体制等の確保調整は東京都が行う。 ※各施設の管理運営については、特人厚が社会福祉法人等に委託						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	自立者数(人)	15	3	8	7		荒川区から繋いだ入所者の就労自立者数(前年度からの継続分含)
	②	自立支援センター新規入所者数(人)	17	14	20	17		荒川区から繋いだ新規入所者数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		路上生活者を対象にした都区共同事業であり、継続する。				

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-05		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	生活扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	中館		内線	2647	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-01		生活扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	憲法25条の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その程度に応じて必要な保護を行うことで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	生活保護受給者のうち、支給の必要な者。							
内容	生活保護申請の意思がある区民からの相談を受けて申請を受理し、必要な調査を行ったうえで生活保護の要否を判定する。生活保護の必要な区民に対しては、生活保護法に基づく保護を開始し、最低生活に必要な金品を適正に支給するとともに、自立を支援する。 [生活扶助の範囲] ①衣食、光熱水費その他の日常生活の需要を満たすために必要なもの ②移送費 [生活扶助の実施原則] ①居宅保護を原則とする ②金銭給付を原則とする ③保護金品は1ヶ月分以内を限度に支給する ④居宅の場合の扶助費は、世帯単位で計算し、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。							
経過	昭和29年 5月 生活に困窮する外国人に対する生活保護法の措置について（厚生省社会局長通知） 昭和59年度 基準額の算出に水準均衡方式採用（一般世帯消費支出の約68%相当）現在に至る 平成元年度 補助金等臨時特例等法により国庫負担金補助率を 7/10 → 3/4 に改正 平成12年度 介護扶助創設 介護保険料分を生活扶助に加算 平成18年 4月 老齢加算廃止 平成21年12月 母子加算（H21.4廃止）復活 平成25年 8月 生活保護基準額改定（3ヵ年による段階的減額 平成27年4月完了） 平成26年 4月 消費税増税に伴う生活扶助基準額改定（3ヵ年による段階的減額後、2.9%増） 平成30年10月 生活保護基準額改定（3ヵ年による段階的減額開始 令和2年10月完了）							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ ☐ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①面接相談、申請受理 ②申請に対して資産、稼働能力、扶養の可能性調査、病状調査、14日以内に決定、通知 ③施設への収容、保護費の支給 ④自立助長のための生活指導・相談、病状把握等							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	被保護世帯（世帯）	5,021	4,961	4,863	4,767		毎年10月末時点
	②	被保護人員（人）	5,872	5,765	5,634	5,506		毎年10月末時点
③	窓口払件数（件）	123	112	121	131		毎年10月末時点	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。						

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	83,837	80,509	▲ 3,328	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	2,492,478	2,471,427	▲ 21,051		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	31,084	34,192	3,108		
		扶助費	3,442,063	3,336,601	▲ 105,462		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	231,046	109,747	▲ 121,299		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	62,818	46,458	▲ 16,360		行政収入合計(a)	2,754,608	2,615,366	▲ 139,242		
		賞与・退職給与引当金繰入額	14,322	10,941	▲ 3,381		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 848,432	▲ 859,143	▲ 10,711		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	3,603,040	3,474,509	▲ 128,531	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 848,432	▲ 859,143	▲ 10,711				
	特別費用(g)	27,892	0	▲ 27,892	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	▲ 27,892	0	27,892	当期収支差額(e)+(h)	▲ 876,324	▲ 859,143	17,181				

備考	行政費用の約96%を生活扶助費が占める。被保護者数の減少が扶助費の減につながった。 行政収入についても、被保護者数の減少等により、国庫負担金が減となっている。その他行政収入の内訳は、 全額が生活保護弁償金の生活扶助分となっている。
----	---

問題点・課題

- 新型コロナウイルスによる雇用環境の変化とその後の物価高騰の影響により、失業や収入減少となった世帯を中心に、生活保護申請件数が増加することが予想されるため、今後も動向を注視していく必要がある。
- 新生活保護システムの導入により、事業の効率化に一定の効果が図られたが、制度の変更や新たな運用手順の課題に対して、随時対応する必要がある。
- 複合多岐にわたる生活課題を抱える世帯の増加により、これまで以上に寄り添った支援を行う必要があるため、ケースワーカーの業務が煩雑化し増大している。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	訪問調査活動は、被保護者の住環境や食事、衛生面等暮らしを見る観点からも重要であり感染症対策に配慮しながら行う。	訪問調査を通じて、生活の変化や新たに対応を必要とすることがないかを確認し、積極的に状況を把握することができた。	訪問調査は、生活保護実践の上で大きな位置を占めるため、被保護者の生活状況に即して感染症に配慮しながら適切に行う。
②	課題を共有化し、職員一人ひとりのレベルアップを図りながら新システムの活用を進めていく。	マイナンバー情報連携により、年金変更額に伴う会計事務作業は改定額の把握が可能になり、事務効率性を図ることができた。	業務上の利点を整理して共有し、職員一人ひとりのレベルアップを図りながら新システムの活用を進めていく。
③	口座払いになっていない世帯について、継続して口座振込の勧奨の取り組みを行っていく。	口座払いは被保護者にとって利便性が一層向上することになるため、その利点を丁寧に説明し、推進することができた。	口座払いになっていない世帯について、継続して口座振込の勧奨をしていく。

他 区 の 実 施 状 況	（実施 22 区		未実施 0 区		不明 0 区）	

況 議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	平成26年度	二月會議	冬季加算の基準改定について
	平成27年度	二月會議	生活保護単身受給者死亡時の家財処分について
	平成30年度	九月會議	生活保護基準改定の影響について
			エアコン設置及び夏季加算の必要性について
	令和2年度	決特	CW数及び事業委託について

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-06		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	住宅扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	早川		内線	2657	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-02		住宅扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25（ 1950 ）年度		根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、家賃・間代、敷金、住宅維持のための補修等を住宅扶助として支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	生活保護受給者のうち借家等に居住している者。							
内容	被保護者の必要に応じ、下記により住宅扶助を行う。 [住宅扶助の範囲] ①住宅費（家賃・間代、地代、敷金等） ②住宅維持費（住宅維持のための補修等） [住宅扶助の実施原則] ①金銭給付を原則とする。 ②現物給付は、宿所提供施設、緊急宿泊施設に委託して行う。 ③保護金品は、世帯主又はこれに準ずる者に交付する。 [住宅扶助の基準額] （平成27年7月以降）○家賃等 単身世帯 53,700円以内 ○敷金等 279,200円以内（7人以上世帯 388,000円以内） ○契約更新料等 104,700円以内（7人以上世帯 145,500円以内） （令和6年4月以降）○住宅維持費 一般基準 130,000円以内（年額）							
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成21年度 契約更新料上限額の変更（69,800円→104,700円） ※簡易宿泊所は特別基準（1.3倍）扱いとする。 平成22年度 都営住宅の使用料の代理納付開始。 平成27年度 住宅扶助基準額の変更（世帯人数区分の細分化・単身世帯に床面積別の住宅扶助上限額を新設） 平成30年度 現に大学に就学している者を世帯分離した時の住宅扶助費を減額しない措置の適用 令和6年度 住宅維持費（一般基準）の変更128,000円以内（年額）→ 130,000円以内（年額） （令和2年3月厚労省通知）・公営住宅は原則として代理納付とし、被保護者の委任状を必要としない ・家賃滞納者に対し、生活状況などを踏まえたうえで、原則代理納付とする。							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	☐ 1直営（ ）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 直接、被保護者に支給する。状況に応じて代理納付を適用し貸主等に支払う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	住宅扶助費家賃代理納付の割合（%）	27.0	30.0	32.6	33.0	35.0	福祉事務所から貸主等に直接支給している者の割合。
	②	住宅扶助費家賃代理納付（民間）の割合（%）	19.0	24.0	25.1	26.0	27.0	一般賃貸住宅入居世帯のうち、代理納付している者の割合。
③	住宅扶助費家賃代理納付（都住）の割合（%）	73.1	75.7	79.1	80.0	81.0	都営住宅入居世帯のうち、代理納付している者の割合。	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続			継続					生活保護法に基づく経費であり、継続する。

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	82,184	77,822	▲ 4,362	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	1,908,935	1,902,517	▲ 6,418
		維持補修費	0	0	0		都支出金	25,705	24,165	▲ 1,540
		扶助費	2,624,166	2,559,359	▲ 64,807		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,934,640	1,926,682	▲ 7,958
		賞与・退職給与引当金繰入額	14,040	10,576	▲ 3,464		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 785,750	▲ 721,075	64,675
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,720,390	2,647,757	▲ 72,633	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 785,750	▲ 721,075	64,675
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 785,750	▲ 721,075	64,675	

備考	行政費用のうち、住宅扶助費が約97%を占める。被保護者数の減少等による支出減となっている。
	行政収入については、国庫負担金・都負担金が減となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。

問題点・課題	○被保護者の適切な住環境確保に加えて、住宅費の代理納付が原則必須な公営住宅への入居勧奨を勧めているが、入居申請の手続等が難しい被保護者も多いため必要に応じた支援を行う。 ○民間住宅代理納付を活用すると、自分が生活保護受給者であると貸主に知られる事を嫌がり利用を拒否する場合がある。家賃滞納の防止のため代理納付の活用について丁寧に説明し、代理納付の活用を推奨していく。 ○賃貸住宅で被保護者が死亡した際に家財処分費用について貸主負担になるためトラブルになりやすい。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、住宅費の代理納付を活用し、家賃滞納が発生しないよう支援する。	住宅費の代理納付件数は増加しており、家賃滞納の発生リスクが減っている。	住宅費の代理納付を活用し、家賃滞納が発生しないよう努める。
②	不動産管理会社及び貸主に保険加入の必要性を説明し、賃貸借契約時等に保険加入ができるよう促す。	住宅費の代理納付手続きの際に、不動産管理会社や貸主に保険加入を勧奨している。	不動産管理会社及び貸主に必要性を説明し、賃貸借契約と一緒に契約できるように促す。
③			
他 施 区 区 実 況 の 実 況 （ 要 質 問 旨 ）	（実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区）
況 （ 要 質 問 旨 ）	平成22年 一定 住宅扶助費の大家、不動産屋への代理納付について 平成26年度 二月会議 住宅扶助費の基準改定について 平成27年度 六月会議 住宅扶助費の基準改定について		

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-07		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	教育扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	米山		内線	2638	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-03		教育扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、義務教育に伴う必要な学用品、通学用品、学校給食等にかかる費用を教育扶助として支給することで、最低限度の生活保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者（外国人の各種学校は除外）。他は生活扶助と同じ。							
内容	被保護者の必要に応じ、下記により教育扶助を行う。 [教育扶助の範囲] ①義務教育に伴う必要な教科書その他の学用品 ②義務教育に伴う必要な通学用品 ③学校給食その他義務教育に伴う必要なもの [教育扶助の実施原則] ①金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ②保護金品は、被保護者、その親権者、後見人、学校長に交付。 [教育扶助の基準額]（令和2年度10月改定）※学習支援費の（ ）内は特別基準 ○一般基準 小学校 2,600円 中学校 5,100円 ○特別基準（学級費等）小学校 1,080円以内 中学校 1,000円以内 ○学習支援費 小学校 16,000円（20,800円）以内 中学校 59,800円（77,740円）以内							
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成20年度 給食費を学校長口座へ納付開始 平成21年 7月1日 学習支援費を新設 平成30年10月1日 学習支援費を月単位の定額支給から実費支給に変更 令和元年 8月1日 教材費の代理納付を開始							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 基準額は、当該世帯の保護費に加算して支給する。教材代等は、教育委員会、学校長へ実費額の調査を行い決定する。場合により代理納付を適用し、学校口座に入金。給食費は原則代理納付。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	教材費代理納付の割合（％）	17.7	18.0	14.7	14.0	18.0	福祉事務所から学校長に直接支払っている者の割合。
	②	被保護世帯の児童生徒数（人）	183	189	149	127		
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	28,827	27,500	▲ 1,327	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	19,146	17,306	▲ 1,840
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	1	1
		扶助費	22,134	18,975	▲ 3,159		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	19,146	17,307	▲ 1,839
		賞与・退職給与引当金繰入額	4,925	3,737	▲ 1,188	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 36,740	▲ 32,905	3,835	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	55,886	50,212	▲ 5,674	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 36,740	▲ 32,905	3,835	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 36,740	▲ 32,905	3,835		

備考	行政費用のうち、教育扶助費が約38%を占める。行政収入については、国庫負担金が減となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。
----	---

問題点	○被保護世帯の児童・生徒の成長の支援と適切な教材費等の納入を促進するため、教材費等の滞納状況を調査し代理納付の活用を進める。また部活動等を行う生徒へ、使用する道具やユニフォーム代、合宿費等の実費支援として、学習支援費の活用を周知する。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各学校より納付状況等の情報を収集し滞納を防ぐと共に、児童の進級時等に保護者へ代理納付制度を周知していく。	教材費は年に1回の納入であるため、保護者が手持ち金で払う傾向がある。代理納付の割合は全体の14.7%である。	各学校からの連絡により付状況を把握し、滞納が発生しないように、合わせて代理納付の制度を周知する。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-08		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	介護扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	加藤		内線	2627	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-04		介護扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、介護保険の被保険者が否かを問わず、介護保険法に規定する要介護等の状態にある者が、介護サービスを利用した場合、その費用を介護扶助として支給する。							
対象者等	困窮のため最低限度の生活を維持できない者。他は生活扶助と同じ。							
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、介護扶助を行う。 〔介護扶助の範囲〕 1 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うもの）（介護保険の給付対象と同じ） 2 福祉用具 3 住宅改修 4 施設介護 5 移送 〔介護扶助の実施原則〕 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた介護機関に委託して行う。 3 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合は、指定介護機関以外で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に交付する。 〔介護扶助と介護保険給付の関係〕 1 被保険者：介護保険の自己負担分を介護扶助として支給する。 2 被保険者以外：全額を介護扶助として支給する（10割給付）。							
経過	平成12年4月 介護保険導入により介護扶助新設。 平成26年7月 生活保護法の改正に伴い、介護保険法の指定があったものは、生活保護法指定介護機関のみなし指定となる。 平成27年4月 介護保険制度の改正に伴い、介護予防給付のうち、訪問介護、通所介護が介護予防日常生活総合支援事業に移行。高齢者福祉課で委託事業として行われている訪問型サービス、通所型サービスの利用料及び居宅介護計画に係る費用においても介護扶助の対象となる。 平成30年4月 「日常的な医学管理」「看取り」「生活施設」の機能を兼ね備えた介護医療院が創設。 平成30年10月 福祉用具の貸与価格に上限が設定される。							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 指定介護機関で現物給付。介護費の支払は、国民健康保険団体連合会に委託。一部、福祉用具購入、住宅改修、移送費は福祉事務所で支払い。被保険者は1割、被保険者以外は10割介護扶助。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	介護扶助受給者数	1,187	1,198	1,223	1,232		介護扶助の利用者数
	②	みなし2号被保険者数	102	94	101	102		介護扶助を利用するみなし2号被保険者数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続			継続					生活保護法に基づく経費であり、継続する。

[illegible]

備考	行政費用の約89%を介護扶助費が占める。対象者の高齢化等の理由により扶助費が増となった。行政収入については、国庫負担金・都負担金が増となっているが、当該年度実績に基づき翌年度精算される。その他行政収入の内訳は、全額が生活保護費弁償金の介護扶助費分である。
問題点・課題	○他法優先の原則に従い、随時他法活用を検討する必要がある。（「被保険者（介護扶助１割）」は、自立支援医療（更生医療）がある時、「訪問看護」と「リハビリテーション」は更生医療を活用する。「被保険者以外（介護扶助１０割）」は、障害福祉サービス等優先活用が可能な他法他施策がある時、その施策を活用する。）

問題点・課題の改善策									
		令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容	
①	引続き請求内容の点検に努めるとともに、自立支援医療、難病、障害者施策等他法他施策の活用に取り組む。	システムにより国保連合会とのデータ突合処理し、請求内容の点検に努めた。また他法他施策の活用に努めた。			引続き請求内容の点検に努めるとともに、自立支援医療、難病、障害者施策等他法他施策の活用に取り組む。				
②									
③									
他 施 区 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	議 会 質 問 状 況	（ 実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区 ）							

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-09		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医療扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	加藤		内線	2627	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-05		医療扶助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき入院、外来、調剤、歯科、施術等のために必要な経費を医療扶助として支給する。							
対象者等	医療費に困窮のため最低限度の生活を維持できない者。他は生活扶助と同じ。							
内容	被保護者の必要に応じ、単給又は他の扶助との併給として下記により、医療扶助を行う。 〔医療扶助の範囲〕 1 診察 2 薬剤又は治療材料 3 医学的処置・手術及びその他の治療並びに施術 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 6 移送 〔医療扶助の実施原則〕 1 現物給付により行う。ただし、現物給付ができないときや適当でないとき、 保護の目的を達するために必要なときは、金銭給付により行う。 2 現物給付は、指定を受けた医療機関、施術者に委託して行う。 3 急迫した事情がある場合は、指定外医療機関、施術者で給付を受けられる。 4 保護金品は、被保護者に支給する。							
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成19年度 医療扶助対象者の人工透析が自立支援医療（更生医療）の給付対象となる。 平成26年度 生活保護法の改正に伴い、平成26年7月1日以降、生活保護法の指定医療機関及び薬局は、6年ごとの更新制度の導入。はり・きゅう師は、登録制から指定制度に変更。 平成27年1月1日難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、被保護者についても難病の医療費助成制度が適用された。 平成27年度 厚生労働省より、向精神薬の重複処方の適正化について対応の指示が出された。 平成30年度 厚生労働省通知により、頻回受診者の定義が改められた。 生活保護法改正により、「被保護者健康管理支援事業」が令和3年1月より必須事業となった。 10月より、後発医薬品の使用が原則化された（本人希望は不可）。							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 指定医療機関等で現物給付。医療扶助実施は、専門的知識・判断等を要し嘱託医3人に委嘱。医療費の支払は、社会保険診療報酬支払基金に委託。一部、移送費、治療材料費は福祉事務所で支払い。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 後発医薬品の使用割合（％）	81.6	83.2	85.5	86.9	85.0	国目標は80％	
	② 入院件数の割合（％）	2.7	2.6	2.7	2.6	2.7	年間医療扶助件数のうち入院件数の割合	
③ 他法他施策への移行件数	55	79	450	450		難病・精神通院等移行、[5年度から追加]透析等医療機関変更		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。				

(単位：千円)問題点・課題

問題点・課題の改善策

施狀況

況議 会 要 質	平成13年 一定 入院患者の日用品費について 平成27年度 九月会議 ジェネリック医薬品の利用促進について 令和2年度 決特 医療扶助費の適正化について
-------------------	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-10		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	出産・生業・葬祭扶助		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	渡邊		内線	2649	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-01-06		出産、生業、葬祭扶助					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 25	（ 1950 ）	年度	根拠	生活保護法・同施行令・同施行規則			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	保護の基準（厚生省告示・次官通達・局長通達）			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護制度の基本原則（生活扶助に記載）に基づき、出産・生業・葬祭を行うために必要なものを扶助として基準額の範囲内で支給することで、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	①出産扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない妊産婦 ②生業扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者又はそのおそれのある者 ③葬祭扶助 困窮のため最低限度の生活を維持できない者の葬祭を行う者							
内容	被保護者等の必要に応じ、下記により出産、生業、葬祭扶助を行う。 ◆出産扶助 ①分べんの介助 ②分べん前及び分べん後の処置 ③脱脂綿、ガーゼその他衛生材料（ただし、児童福祉法の入院助産制度が優先） ◆生業扶助 ①生業に必要な資金、器具又は資料 ②生業に必要な技能の修得 ③就労のために必要なもの ④高校等就学費（学級費、通学費、授業料、入学金、入学準備金、教材代等） ◆葬祭扶助 ①検案 ②死体の運搬 ③火葬又は埋葬 ④納骨その他葬祭のために必要なもの ◆実施原則 金銭給付により行う。ただし、金銭給付ができないときや適当でないとき、保護の目的を達するために必要なときは、現物給付により行う。 ◆保護金品の交付者 出産扶助、生業扶助は被保護者。葬祭扶助は葬祭を行う者 ◆基準額（令和5年度） 出産扶助 311,000円以内 生業扶助 47,000円以内 葬祭扶助 212,000円以内							
経過	（以前は、生活扶助と同じ） 平成17年度 生業扶助に高校等就学費新設 平成21年度 高校等就学世帯に学習支援費新設							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 葬祭扶助は遺留金品を充当しても不足が生じる場合、扶養義務者又はその他（病院長、民生委員等）の葬祭を行う者の申請に対して扶助を行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	高等学校就学者数	86	80	82	80	100	学級費の月平均支給件数
	②	技能習得費 延べ件数（件）	12	16	29	16	20	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	生活保護法に基づく経費であり、継続する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	36,071	35,607	▲ 464	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	55,345	50,793	▲ 4,552
		維持補修費	0	0	0		都支出金	213	511	298
		扶助費	69,236	60,320	▲ 8,916		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	55,558	51,304	▲ 4,254	
		賞与・退職給与引当金繰入額	6,162	4,839	▲ 1,323	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 55,911	▲ 49,462	6,449	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	111,469	100,766	▲ 10,703	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 55,911	▲ 49,462	6,449	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 55,911	▲ 49,462	6,449		

備	行政費用では、扶助費が約60%を占めている。被保護者数が減少傾向にある中、葬祭扶助も減少している。行政収入では、国庫負担金として50,793千円の収入があった。
---	--

問題点・課題	○子供が高校へ進学し卒業することは、将来の自立助長に大きく繋がるため、子供自身が将来設計を具体的にイメージできるよう、対象世帯に高校在学中に受けられる支援内容の丁寧な説明が必要がある。 ○稼働年齢層にある被保護者が安定した職業に就くために、新たな技能・資格等を取得することは自立助長の観点から非常に重要であり、生業扶助による技能習得費等の制度について丁寧に説明を実施していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	学習支援費、被保護者自立促進事業の塾代等の支援内容を継続して説明していく。また可能な限り高校生本人に説明を実施する。	新型コロナ5類に移行に伴い、定期訪問を再開したため、対象者に支援内容等について積極的に説明を行った。	子どもが将来の自立をイメージできるよう、生業扶助をはじめ、奨学金等の他法制度の活用を促していく。
②	就労支援事業との連携を継続していく。被保護者の職歴及び希望職種に応じて、技能習得の支援内容の説明を積極的に行う。	就労支援事業との連携を強化し、被保護者が円滑に就労へ繋がるよう、適合する支援内容を漏れなく説明するよう取り組んだ。	就労支援事業との連携強化を継続し、被保護者の自立助長に繋がるよう支援する。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

実況の区施

議 會 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-11		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	就労自立・進学準備給付金		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	伊東、藤田		内線	2628	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-01-07	就労自立・進学準備給付金					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 26（ 2014 ）年度	根拠	生活保護法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等						
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対し、直後の生活を支え再度保護に至ることを防止するための給付金を支給する。							
対象者等	【就労自立給付金】安定した職業に就いたことで保護廃止となった者。 【進学・就職準備給付金】大学等に進学するため世帯分離し保護廃止となった者又は、安定した職業に就く等により自立し保護廃止となった者。							
内容	【就労自立給付金】 - 生活保護法第55条の4に基づき、安定した職業に就いたことで保護廃止となった者に就労自立給付金を支給する。 [支給限度額] 単身世帯：10万円 複数世帯：15万円 【進学・就職準備給付金】 - 生活保護法第55条の5に基づき、大学等に進学する者又は、安定した職業に就く等により自立する者に対して新生活立ち上げ費用として進学準備給付金を支給する。 [進学/支給限度額] ①出身世帯の住居から転居せず、自宅から通学する者 10万円 ②①以外の者（進学に際し出身世帯から転居し、通学する者） 30万円 [就職/支給限度額] ①出身世帯の住居から転居せず、自宅から通勤し、保護廃止となる者 10万円 ②①以外の者（就職に際し出身世帯から転居し、保護廃止となる者） 30万円							
経過	平成26年 7月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の法令化） 平成30年 1月 生活保護法一部改正（「進学準備給付金」の法令化） 平成30年10月 生活保護法一部改正（「就労自立給付金」の算定基準見直し） ※最低給付額 単身世帯2万円 複数世帯3万円、積立率を一律10%に統一 令和 6年 4月 生活保護法一部改正（「進学・就職準備給付金」へ改称、対象者の拡大）							
必要性	国の被保護者に対する自立支援事業であり、再度保護に至ることを防止するためにも必要な事業である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①申請受理、審査 ②14日以内に決定 ③算定対象期間における各月の就労収入額に対し、その各月に10%を乗じて算定した額の和と上限額とのいずれか低い額を支給							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	① 就労自立給付金給付世帯数	28	26	40	40	40	就労支援事業開始以来、上昇傾向にある	
	② 進学・就職準備給付金給付世帯数	12	15	15	15	20	対象児童の人数により上下する	
	③ 大学・専門学校等進学率	31%	60%	44%	60%	60%	進学せず就労することもあり、進路選択によるところがある	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		生活保護法に基づく経費であり、継続する。				

(単位：千円)

備考

問題点・課題

【就労自立給付金】就労廃止が見込める対象者への周知について、自立支援係が担う就労支援事業やケースワーカーと連携する必要がある。

【進学・就職準備給付金】被保護者の子どもの自立助長を拡大するために、対象者へは保護開始の説明時など早い段階で事前に周知することが重要である。また、進学希望者の増加に繋げるため、塾代や受験料の支給等、金銭面で進学を支える他の制度についても合わせて説明する必要がある。

問題点・課題の改善策

施狀況

(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
------	----	---	-----	---	---	----	---	----

記録	平成30年度 九月会議 大学進学に伴う世帯分離について
----	-----------------------------

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-13		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	法外援護		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	福田		内線	2629	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-02-01		自立促進支援金支給事業					
	01-02-02		入浴券					
	01-02-03		入院必需品					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	（ 2005 ）	年度	根拠	東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱・荒川区被保護者自立促進事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	被保護者に対し、「東京都被保護者自立促進事業経費補助金交付要綱」及び「荒川区被保護者自立促進事業実施要綱」に基づいた自立支援に要する経費の一部を支給することで、本人及び世帯の自立の促進を図ることを目的とする。							
対象者等	被保護者のうち福祉事務所長が認める被保護者世帯							
内容	東京都からメニューが提示され、その中から選択する。 【就労支援】 ☐ 就労支援費（求職活動にふさわしい服装、補助教材等購入費を支給） 【社会参加活動支援】 ☐ 社会参加活動費（高齢者が社会に貢献することで、生きがいを見つけるとともに、地域での孤立化を防ぐ） 【地域生活移行支援】 ☐ 生活支援事業（安定した日常生活を送れるよう支援） ☐ 住宅契約関係費（入居要件となっている鍵交換費等を支援） 【健康増進支援】 ☐ 健康増進費（日常的な健康管理や健康増進を目的として健康管理機器を購入した者に対し支援） 【次世代育成支援】 ☐ 高校および大学等進学支援費（進学、基礎学力向上の観点から、小学1～高校3年生に対し学習塾等への通塾や夏・冬季講座等の受講に対して支援） ☐ 若年者社会参加支援費（自立支援プログラムの参加に必要な費用を支給）							
経過	平成16年度末 平成17年度 平成17年7月 平成24年度 平成29年度 令和5年度	東京都による「見舞金支給事業」を廃止 東京都による「被保護者自立促進事業」として再構築実施 東京都の「被保護者自立促進事業」実施要綱に基づき、事業を開始 東京都の「地域福祉推進区市町村包括補助事業」に統合された 【次世代育成支援】において、中学3年生の支給上限額の増額、対象者を高校生までとする等、金額や対象者を拡大した 【就労支援】において、「職業能力開発センター考査料」「参考書等購入費」を追加 【社会参加活動支援】において、「介護用ベッド等購入費等」「簡易ベッド購入費」を追加 【次世代育成支援】において、「若年者社会参加支援費」「学習塾、フリースクール等参加交通費」「無認可保育園入園料及び保育料（障害・疾病等）」を追加						
必要性	被保護者の自立の促進を図ることで、自立支援機能の強化を促すことができるため、必要性は高い。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ①支給時期 随時 ②支給決定 被保護者からの申請に基づき決定し支給する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 就労支援（就職活動支援）	16	9	11	14	15	件数	
	② 次世代育成支援（学習支援）	53	64	45	54	60	人数	
	③ 地域生活移行支援（居宅清掃）	19	22	31	18	20	件数	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		地域福祉区市町村包括事業の一部であり、継続する。				

No2									
(単位：千円)									
予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
予算額		37,114	51,837	49,014	46,110	43,330	41,680	41,362	
決算額（6年度は見込み）		34,558	42,191	38,418	37,548	38,320	37,278	41,362	
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
	就労支援(延べ件数)	30	30	22	16	9	11	14	
	社会参加活動支援(延べ件数)	7	5	1	0	0	0	2	
	地域生活移行支援(延べ件数)	114	122	106	131	138	161	144	
	次世代育成支援(参加人数)	66	91	64	53	64	45	59	
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	入浴券印刷等	268	需用費	入浴券印刷等	323	需用費	入浴券印刷等	238	
委託料	入浴券封入封緘委託	18	委託料	入浴券封入封緘委託	16	委託料	入浴券封入封緘委託	20	
役務費	入浴券郵送料	317	役務費	入浴券郵送料	262	役務費	入浴券郵送料	311	
扶助費	自立促進支援給付金等	37,717	扶助費	自立促進支援給付金等	36,677	扶助費	自立促進支援給付金等	40,793	
(単位：千円)									
行政 コスト 計算書	勘定科目	4年度	5年度	差額	勘定科目	4年度	5年度	差額	
	給与関係費	4,732	4,989	257	地方税等	0	0	0	
	物件費	603	602	▲ 1	国庫支出金	0	0	0	
	維持補修費	0	0	0	都支出金	13,469	13,371	▲ 98	
	扶助費	37,717	36,677	▲ 1,040	分担金及び負担金	0	0	0	
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0	
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0	
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	13,469	13,371	▲ 98	
	賞与・退職給与引当金繰入額	808	678	▲ 130	行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 30,391	▲ 29,575	816	
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)	43,860	42,946	▲ 914	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)	▲ 30,391	▲ 29,575	816	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
	特別収支差額(f)－(g)＝(h)	0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)	▲ 30,391	▲ 29,575	816	
	備考	行政費用では、扶助費が全体の約85%を占めている。物件費の内訳は、一般需要費323,028円、役務費262,324円、委託料16,383円となっている。行政収入では、自立促進支援金支給事業が都補助金対象事業であるため、13,371,000円の収入があった。							
問題点・課題	○次世代育成支援事業の学習環境整備支援費（塾代等）は需要も多く、被保護者の自立を促す上で大変重要なため、ケースワーカーを通じて利用についての周知や勧奨を引き続き行っていく必要がある。 ○入浴券について、返却分、新規・退院後の支給等、入浴券の在庫枚数の管理を徹底・精査し、引き続き購入枚数を検討する。								
問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む具体的な改善内容			令和5年度に実施した改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む具体的な改善内容		
①	就労支援事業との連携により、就労支援に係る支援金支給につなげる。			就労可能な被保護者について、所内のハローワークやJOBサポートあらかわへ繋げることで、就労支援に係る支援金給付を行うことが出来た。			就労支援に携わる関係者との連絡・調整を密に行い、被保護者にとって最適な就職に繋がるよう支援体制を強化する。		
②	令和5年度から追加した支援金の項目について、周知を図り、需要を把握し、効果を検証する。			新たな項目についてCWへ周知した。既存の項目も含め、CWからの質問を随時受け付け、支給の拡大に繋がった。			CW連絡会等を活用し、引き続き項目の周知と需要の把握に努める。		
③	引き続き、対象者の居住及び入浴サービス利用状況等を調査の上、購入枚数の精査を行う。			支給基準日に入院中だった対象者について、退院後の支給漏れが無いよう周知した。			引き続き、対象者の居住及び入浴サービス利用状況等を調査の上、購入枚数の精査を行う。		
他区の実況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議会（要旨）	平成28年度 六月会議 生活保護世帯の大学等進学時の取扱いについて 平成28年度 九月会議 生活保護家庭と一般家庭の進学率格差について								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-16		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	施設委託保護費		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	加藤		内線	2643	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-01-01		救護施設					
	01-01-02		更生施設					
	01-01-03		授産施設					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 40（ 1965 ）年度		根拠	生活保護法第30条及び第38条等				
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度		法令等	授産施設事務費取扱要領（民生局通知）				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	身体上または、精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な要保護者、近い将来に社会復帰できる見込があるが、身体上又は精神上の理由により養護及び指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う。							
対象者等	○身体上または精神上の著しい障害のため、独立して日常生活を営むことが困難な者。 ○養護及び指導を必要とする要保護者で社会復帰の見込める者。							
内容	○救護施設は全国で約190施設ある。荒川区では、主に、病状が安定している重度身体障害者、精神障害者、アルコール依存症回復者などの要保護者が下記の施設に入所している。 ・救護施設：光の家神愛園、黎明寮、あかつき、昭島荘、光華、妙義白雲寮、房総平和園、緑荘 ・救護施設の在籍者数（令和6年4月末現在）：10名 ○更生施設は全国で19施設あり、荒川区では主に下記の施設に入所している。 また、更生施設以外に、住居のない要保護者の世帯を対象にした宿所提供施設がある。 ・更生施設：しのばず荘、塩崎荘、けやき荘、本木荘、淀橋荘、浜川荘、新塩崎荘、さざなみ苑（旧潮見寮） ・宿所提供施設：南千住荘 ・更生施設の在籍者数（令和6年4月末現在）：61名（通所11名、訪問1名含む） ○日常生活支援住居施設の在籍者数（令和6年4月末現在）：16名							
経過	昭和40年4月 施設が所在する区へ移管（戦後、東京都が一元的に運営） 昭和42年4月 所在区から特人厚へ移管 平成2年12月 特人厚：社会福祉事業団を設立 生活相談一時保護所を除く更生施設を事業団に委託 平成11年8月 さざなみ苑開設（平成13年度通年化） 平成14年4月 更生施設等の再編 ①一時保護所の入所判定、一時保護機能を廃止 ②入所判定は各福祉事務所が行い、更生施設は一時保護に対応する。 ③宿所提供施設は、緊急一時保護施設への特化を段階的に開始する。等 平成16年度 民間宿泊所入所者（なぎさ寮を除く）は、本事業から居宅保護へ変更とした。 平成27年12月 特人厚：「厚生関係施設再編整備計画」（H28?H30年度計画）を策定。 平成30年8月 特人厚：「厚生関係施設再編整備計画」（H31?H40年度計画）を策定。 令和2年10月 日常生活支援住居施設の認定が開始される（無料低額宿泊所からの転換）							
必要性	生活保護法に基づく事務事業のため必須である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 特人厚バックアップセンターへ入所調整を依頼し、入所決定後、各施設と個別に入所手続きを行う。これに伴う経費の支払は、東京都国民健康保険団体連合会に委託している。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 更生施設利用 延べ件数	759	907	938	2,037		委託事務費の延べ計上数を集計	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	生活保護法に基づく施設保護の経費であり、継続する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与と関係費	30,816	25,346	▲ 5,470	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	92,744	93,676	932
		維持補修費	0	0	0		都支出金	13,413	10,536	▲ 2,877
		扶助費	130,663	141,239	10,576		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	106,157	104,212	▲ 1,945
		賞与・退職給与と引当金繰入額	5,264	3,444	▲ 1,820		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 60,586	▲ 65,817	▲ 5,231
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	166,743	170,029	3,286	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 60,586	▲ 65,817	▲ 5,231		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 60,586	▲ 65,817	▲ 5,231			

備考	行政費用では、扶助費が全体の約83%を占める。内訳としては救護施設・更生施設・授産施設への委託保護費となっている。行政収入では、国庫負担金として93,676千円の収入があった。
----	--

問題点	○救護施設入所枠が不足していることから、他に入所可能な施設の確保が必要である。 ○更生施設の入所まで期間を要する場合もあることから、迅速な入所決定が必要である。 ○更生施設指導員との連携は、被保護者の自立を促進するための社会資源活用として有効であることから、ケースワーカーが、更生施設の特性を習得する機会を設ける必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	新たに利用を開始した救護施設を含めて活用可能な施設の拡充を図り、被保護者ごとの異なるニーズに応えていく。	新たに利用を開始した救護施設が出来た。施設ごとに異なる特長を踏まえ、被保護者ごとのニーズに応えることが出来た。	救護施設の選択肢をさらに拡充し、被保護者ごとのニーズに応えていく。
②	様々な施設を活用し、可能な限りの居宅移行を目指していく。	主として更生施設を活用し、課題の解決具合を施設側と確認しながら居宅移行を行うことが出来た。	引き続き更生施設等の保護施設を活用し、可能な限りの居宅移行を目指していく。
③	コロナ禍を踏まえ、可能な限り施設見学会を実施していく。	保護施設運営法人等と連携し、更生施設や宿所提供施設の見学会や説明会を複数個所実施することが出来た。	引き続き見学会や説明会を実施する等で、保護施設の支援内容を共有し、被保護者の自立のために生かしていく。

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

議 会 質 問 状 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-18		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援事務費		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	矢代		
			担当者名	伊東、藤田	内線	2628		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-12-01	中国残留邦人支援事務費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20（ 2008 ）年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度	法令等	の支援に関する法律					
実施基準	☒ 法令基準内	☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	中国残留邦人等に対して、生活保護法に基づく事務に要する経費を支出することで、効率的な事務執行に資することを目的とする。							
対象者等	被支援給付者等。							
内容	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務の執行に要する経費 ・会計年度任用職員設置費（支援相談員2名分） ・共済費（支援相談員2名分） ・一般需用費（医療台帳、支援給付決定書、支援給付関係図書購入費） ・特別旅費（支援相談員2名分 家庭訪問調査・病院訪問調査） ・役務費（被支援給付者への通知、医療機関等への書類の郵送料等） ・委託料（医療費支払事務、介護費支払事務、レセプト点検、支援給付システム関係） ・扶助費（日本語学校等通学交通費）							
経過	平成19年11月 「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部を改正する。 平成20年 4月1日 法律の一部の施行に伴い、中国残留邦人等支援給付事業を開始する。 平成26年10月1日 「中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる							
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） （委託業務）・医療費支払事務、医療扶助データ作成委託 ・介護扶助費支払事務 ・レセプト点検 ・システム保守							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	日本語教室等利用延べ件数	0	0	30	30	200	令和2～4年度は新型コロナの流行により不参加
	②	通院同行延べ件数	120	173	158	160	150	令和3年度は新型コロナの流行により件数が減
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度		7年度						
継続		継続		「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。				

(単位：千円)

備考	行政費用では、給与関係費が全体の約92%を占めている。行政収入では、国庫補助金として28千円、国庫委託金として3,128千円の収入があった。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	コロナ禍が続いているが、時期を見て定期訪問を実施する。必要な支援を見落とさないよう電話による連絡・確認も継続していく。	全世帯定期訪問を実施。受給者はコロナ禍の影響で人と話す機会が減っていたが、支援員と対面で話すことができ近況確認できた。	高齢化により必要な支援が増えていく。必要な支援を見落とさないよう電話による連絡・確認も継続していく。
②			
③			
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（ 実施 22 区	未実施 0 区	不明 0 区 ）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-19		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	中国残留邦人支援給付事業		部課名	福祉部生活福祉課	課長名	矢代		
			担当者名	伊東・藤田	内線	2628		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）	01-12-02	中国残留邦人支援給付費						
	01-12-03	中国残留邦人配偶者支援金						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 6年度 ○ 5年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに自立			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等	の支援に関する法律、生活保護法			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	中国残留邦人等に対して、その程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。							
対象者等	原則として、明治44年4月2日から昭和21年12月31日以前に生まれた方で、永住帰国した日から引き続き1年以上日本に住所を有し、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した方とその配偶者で、一定の基準（生活保護基準に準じる）に満たない世帯。							
内容	- 被支援給付者の必要に応じ、単給又は他の支援給付費と併給して、生活保護の扶助に準じた支援給付費の支援を行う。 - 生活保護の扶助費に準じる支援給付費を支給する。 ①生活支援給付費 ②住宅支援給付費 ③教育支援給付費 ④介護支援給付費 ⑤医療支援給付費 ⑥葬祭支援給付費等 ⑦配偶者支援金 - 金銭給付を原則とするが、医療扶助や介護扶助等の金銭給付できない場合は、現物給付により行う。 - 世帯数と人員（4月1日現在） （令和4年）20世帯 25名 （令和5年）19世帯 24名 （令和6年）19世帯 24名							
経過	平成19年 1月 総理大臣が厚生労働大臣に「中国残留邦人への支援のあり方」について検討を指示 平成19年 6月 「中国残留邦人への支援に関する有識者会議」が公的年金制度における支援及びそれを補完する生活支援など具体的な支援策を講ずるべきことを報告 平成19年 7月 「中国残留邦人に対する新たな支援策」を与党案決定 平成19年11月 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正案が可決成立し、国及び地方でそれぞれの支援策を実施することになった。 平成20年 4月1日 中国残留邦人支援給付事業開始 平成26年10月1日 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部が改正され、法律名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」となる。配偶者支援金創設。 令和2年4月1日 一般地区のケースワーカーから保護調整係へ支援の担当を切り替えた							
必要性	中国残留邦人支援事業を実施するために必要な経費である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づいて実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	配偶者支援金 延べ件数（件）	68	62	60	60	60	R6.6月現在 5名×12ヶ月
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続		継続	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく事務執行経費であり、継続する。					

[illegible]

備考	行政費用の約96%を扶助費が占めている。被支援者の高齢化等による介護・医療支援給付費の増加傾向が想定されるが、対象者数の増減がなく歳出額はほぼ横ばいであった。行政収入では、国庫負担金・補助金が微増となった。
問題点・課題	○給付対象者が全員高齢者であり、介護サービスの新規利用開始や、区分変更申請・更新の後介護度が上がることにより、介護扶助費が増加の傾向にある。また、通院・入院の回数も増え、医療費も増加している。安定した生活維持のため、介護保険制度を熟知した上での支援が必要である。

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	コロナ禍が続いているが、時期を見て定期訪問を実施する。必要な支援を見落とさないよう電話による連絡・確認も継続していく。			全世帯定期訪問を実施。受給者はコロナ禍の影響で人と話す機会が減っていたが、支援員と対面で話すことができ近況確認できた。			高齢化により必要な支援が増えていく。必要な支援を見落とさないよう電話による連絡・確認も継続していく。		
②									
③									
他 施 区 の 実 況	(実施 22 区			未実施 0 区			不明 0 区)		
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成31年 予算特別委員会 本制度で支給が受けられる外国人について								

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-21		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	健康管理支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	加藤		内線	2627	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（6年度）		01-04-05	健康管理支援事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 28	（ 2016 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用して、糖尿病等の重症化予防と保健指導を実施することで、生活習慣の改善および適切な医療機関の受診・服薬管理等を図り、あわせて医療費の軽減、医療扶助等の適正化を目的とする。							
対象者等	被保護者の診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データ等において、専門的な支援が必要と思われる被保護者を担当ケースワーカーと協議し、対象者を抽出する。							
内容	[保健師による健康管理支援] 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し、以下のとおり取り組む。 ア 検診受診勧奨 イ 医療機関受診勧奨 ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援 エ 主治医と連携した保健指導・生活支援 ・主治医の糖尿病性腎症保健指導指示書による。 オ 頻回受診指導 ・嘱託医が頻回受診と考える被保護者に対し、病院同行による病状と適正受診日数の確認。							
経過	平成26年12月	厚生労働省が「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」で地方自治体における健康管理の取組の具体的な強化策を取りまとめる						
	平成27年 4月	生活保護適正化等事業に健康管理支援事業が創設						
	平成28年11月	区が健康管理支援事業を開始						
	平成30年6月	生活保護法改正（健康管理支援事業の法制化）						
	令和元年4月	診療報酬明細書（レセプト）点検業務と健康管理支援事業の業務委託を一体的に実施						
	令和3年1月	所内の面談に加えて自宅への訪問指導を実施						
		「健康管理支援事業」が必須事業として施行。						
必要性	被保護者の健康状態の維持・改善と医療扶助の適正化を図るために必要である。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 診療報酬明細書（レセプト）及び健康診査データを活用し保健指導が必要な対象者を抽出し、区と受託者の協議により指導方針等を決定する。決定後、受託者が保健指導を行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	保健指導実施者数	34	27	20	30		保健指導が必要な被保護者のうち、実際に保健師が指導した人数
	②	病院同行（延べ回数）	7	10	6	10		頻回受診者のうち、保健師が被保護者と一緒に通院した回数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	平成30年生活保護法改正により法制化されたため重点的に推進した。令和3年1月より必須事業となったため、引き続き推進していく。						

[illegible]

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,220	3,698	1,478	行政収入	地方税等	0	0			
		物件費	4,224	4,346	122		国庫支出金	5,286	5,429	143		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	5,286	5,429	143		
		賞与・退職給与引当金繰入額	379	503	124		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,537	▲ 3,118	▲ 1,581		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)			6,823	8,547	1,724	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 1,537	▲ 3,118	▲ 1,581	
特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 1,537	▲ 3,118	▲ 1,581	

備考	本事業は委託により実施しており、行政費用の約51%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫負担金が5,429千円あった。
----	---

問題点・課題
○国から支援対象者の抽出に健康増進法に基づく健康診査データの活用を促されているため、被保護者の検診受診勧奨が必要であるが、病気になった時には通院すれば良いと考える被保護者が多く、検診受診が進まない。
○病気に対する意識はあるが、具体的な改善方法を実践するための意欲に欠ける被保護者が多いため、粘り強い支援が必要である。

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、病院同行について働きかけ、受診指導及び通院日数の適正化を行う。	病院同行し被保護者が受診内容を理解し、通院日数が適正化された。	引き続き、病院同行について働きかけ、受診指導及び通院日数の適正化を行う。
②	引き続き、被保護者個別に健康診査の受診勧奨を行う。	通院しているが、昨年度健康診査を受けていない被保護者の内、手紙の内容等が理解できる100人へ受診勧奨の手紙を送付した。	引き続き、被保護者個別に健康診査の受診勧奨を行う。
③	引き続き、生活習慣病等に関する保健指導、生活支援を行う。	生活習慣の見直し等参加者には一定の効果が見られた。	引き続き、生活習慣病等に関する保健指導、生活支援を行う。

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

区の実 況	
議会 （要旨） 質問状	

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-22		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	精神保健福祉事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	福田		内線	2629	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-04-01	精神保健福祉事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 21	（ 2009 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	精神障害や精神疾患等の被保護者に対して、専門的知識を活用した指導や支援を行うことで、社会的な自立促進を図ることを目的とする。							
対象者等	精神障害又は精神疾患（認知症及び知的障害を含む）の可能性がある要・被保護者で、安定した在宅生活を営むことが困難であり、精神障害について専門的な支援が必要と荒川区が判断した者。							
内容	対象者の社会的な自立の促進を図ることを目的として、以下の業務を行う。 ①居宅生活支援 居宅の受給者で医療機関への未受診、服薬管理ができない等、生活上の自己管理が困難な者について、担当ケースワーカーと連携のもと、専門的な立場から相談、助言を行うこと。 病院等へつながりにくい病識のない被保護者へ専門性の支援を行う。 ②社会復帰促進支援 就労、作業所などにおける訓練、ボランティア活動など、社会参加が可能な受給者に対して、専門的知識を活用して、相談、助言を行うこと。 ③退院促進支援 症状が安定し、地域での受入れ条件が整うことにより受給者が退院可能になる場合、適切な受入れ条件が整備できるように担当ケースワーカーへ助言、援助を行うこと。							
経過	平成21年度 精神保健福祉業務委託 平成30年度 支援員を1名から2名に増員 令和4年度 2名から3名に増員 * このシートは、生活保護行政運営事務費より一部組替えにより作成							
必要性	精神疾患を患う被保護者は日常生活に支障をきたす場合が多いため、専門的知識を活用した指導・支援を行う必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	医療機関同行	113	112	88	100	120	回数（年間）
	②	ケースカンファレンス参加数	13	17	16	20	20	回数（年間）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続	精神疾患を患う被保護者に対しては、専門的知識を活用した指導・支援を行う必要があるため事業を継続する。						

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額					—	8,635	12,760	18,040	18,040
決算額（6年度は見込み）					—	8,633	12,760	18,040	18,040
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	支援対象者数(各年度3月実績)		64	59	57	62	99	82	90
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	精神保健福祉業務委託	12,760	委託料	精神保健福祉業務委託	18,040	委託料	精神保健福祉業務委託	18,040	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,258	740	▲ 518	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	12,760	18,040	5,280		国庫支出金	9,570	13,124	3,554		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	9,570	13,124	3,554		
		賞与・退職給与引当金繰入額	215	101	▲ 114		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,663	▲ 5,757	▲ 1,094		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	14,233	18,881	4,648		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 4,663	▲ 5,757	▲ 1,094		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 4,663	▲ 5,757	▲ 1,094				

備考	本事業は委託により実施しており、行政費用の約96%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫補助金が13,124千円あった。
----	--

問題点・課題	○精神疾患を患っているという自覚の薄い被保護者もあり、本人の同意が取れずに直接的な支援につながらないケースもある。 ○被保護者の高齢化に伴い、認知症（疑い含む）を発症する対象者が増え、継続的な支援が困難となるケースがある。 ○転居先探しのため不動産屋への同行、CWとの家庭訪問等、1件当たりの対応に時間を要する依頼が増加傾向にある。
--------	---

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	強化した支援体制により、対象者の増加や支援内容の複雑化に対応する。			支援体制を強化したことにより、突発的な事案や時間を要する事案にも十分な対応・支援を行うことが出来た。			CWからの相談に対する適切な助言・サポート体制を強化し、連携を取りながら必要な支援を継続していく。		
②									
③									
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 21 区			未実施 1 区			不明 0 区）		
	未実施区 足立区								
況（要旨）									

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-23		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☒ 財務	☐ 人事	
事務事業名	高齢者居宅支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	遠嶋		内線	2658	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-04-02	高齢者居宅支援事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 25	（ 2013 ）	年度	根拠	生活保護法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	65歳以上の被保護者のうち、生活状況が安定した世帯等を対象に、自立支援、介護サービス等の確認、福祉サービス等の利用に係る相談・援助、及び関係機関との連絡調整等、ケースワーカー業務の補助を行うことを目的とする。							
対象者等	①～③の1つ以上に当てはまる被保護者 ①生活状況が安定している高齢者（65歳以上） ②介護保険法に規定する「要支援」及び「要介護」の認定を受けている者 ③その他福祉事務所長が認めた者							
内容	☐ 委託料（高齢者居宅介護支援事業事務） ・介護サービス等の確認 ・医療券に関する意見書等の発券に係わる事務補助 ・施設入所及びその事務補助 ・訪問実施及び記録の作成 ・システム入力事務 ・各種給付金申請支援事務 ☐ 区CWとの業務分担 区CW：保護の決定に関すること（保護の変更・廃止や保護費算定に関すること等） 委託支援員：介護サービス等の確認、意見書等の発券、システム入力など							
経過	平成25年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式） 平成30年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式） 令和5年度 高齢者居宅介護支援事業業務委託（公募型プロポーザル方式）							
必要性	高齢者世帯が生活保護受給世帯の6割を占めることから、専門的な知識を活用し介護サービスなど適切な支援を行うために必要である。							
実施方法	☐ 一部委託 ☐ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 [委託業務]・高齢者居宅介護支援事業							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
継続	継続		生活保護の高齢者世帯の支援のため必要な事業である。					

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額					—	51,216	51,216	51,216	51,216
決算額（6年度は見込み）					—	51,216	51,216	51,216	51,216
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	高齢者居宅介護支援事業業務委託	51,216	委託料	高齢者居宅介護支援事業業務委託	51,216	委託料	高齢者居宅介護支援事業業務委託	51,216	

(単位：千円)

勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	2,961	2,958	▲ 3	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	51,216	51,216	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	506	402	▲ 104		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 54,683	▲ 54,576	107
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	54,683	54,576	▲ 107	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 54,683	▲ 54,576	107		
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 54,683	▲ 54,576	107			

備考	本事業は委託により実施しており、行政費用の約94%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。
----	--

問題点・課題	○認知症の発症や入退院等での対応が困難となる被保護世帯が増加している。 ○高齢者単身世帯が生活保護受給世帯の6割を占め、入退院や施設入所の際の一時的・短期的な金銭管理等、あらゆる場面においてケースワーカーの支援を要するケースが増加している。 ○保護（変更）決定はケースワーカーが行うため、上記のような困難ケースが増加しているなか、ケースワーカーが増え一人一人に対応する時間が減少している。このため、ケースワーカーの業務補助を行う支援員の技術向上も求められる。
--------	--

問題点・課題の改善策									
	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容			令和5年度に実施した 改善内容および評価			令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	コロナ渦等により欠員が発生しても業務が遅滞することのないよう、選定された業者とともにスキームの見直しを行う。			ケースワーカーと連携し、業務遂行した。新規支援員への指導は業務責任者により適切に行われた。			持つ知見・技術を一層活用し、連携をとりながら、困難な被保護者を支援する。定例会により区と情報共有等を図る		
②	持ちケース数の調整を検討するほか、高齢者支援員のスキルアップを委託事業者と協議していく。			社内研修の実施、区研修への参加など、スキルアップに努めた。			ケースワーカーを支える支援員のスキルアップ（知識・技能を含む）につき、委託事業者と協議していく。		
③							委託事業者には、配置支援員の質の保持、向上につき、社内研修等の充実を求める。		
他 施 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施	1	区	未実施	21	区	不明	0	区）
議 会 （ 要 旨 ）	平成24年 平成25年 令和5年	一定 二定 四定	ケースワーカー業務の外部委託の導入について 福祉事務所現業職員の適正配置と養成の強化について 業務委託を止めてケースワーカーを増員することについて						

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード		08-02-24		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☒ 財務		☐ 人事	
事務事業名		金銭管理支援事業		部課名		福祉部生活福祉課		課長名		矢代			
				担当者名		福田		内線		2629			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）		01-04-03		金銭管理支援事業									
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		平成 31（2019）年度		根拠		生活保護法							
終期設定		☐ 有 ☒ 無		（ ）年度		法令等							
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		02		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成							
		施策		12		低所得者の自立支援							
目的		金銭を計画的に消費していくことが困難な被保護者に対して、きめ細かな支援を行うことにより、安定した日常生活を営み、その意欲や能力向上をさせ、その者の自立の促進を図ることを目的とする。											
対象者等		高齢者や心身上の理由等により、自ら金銭管理を行うことが困難な者、福祉事務所長が必要と認める被保護者とする。											
内容		金銭管理支援事業の内容 ①事業対象者の生活保護費等の収入から、生活に必要な経費の支払を代行し又は当該経費の支払を計画的に行うことができるように必要な額を事業対象者に分割して渡す。 ②家賃等、公共料金等の日常的な債務の支払代行する。 ③預貯金通帳の預かり等の財産管理する。 ④病院の入院患者・施設の入所者・自立困難な在宅高齢者等の日用品の購入及び送付。 ⑤金銭管理支援事業に伴う各種相談及び助言する。 ⑥支援内容について 支援内容に応じて2つの単価を設定している。 通常支援 居宅への訪問を伴う支援 限定支援 入院・入所中であり、訪問を伴わない家賃や公共料金等の支払代行等の支援											
経過		平成31年度 金銭管理支援事業業務委託 令和3年度 単価設定を2段階にする（通常・限定） * このシートについては、生活保護行政運営事務費より一部組替えにより作成											
必要性		認知症が進行したり、急病で入院となる被保護者が増加傾向にあり、金銭管理において支障をきたす事例が後を絶たないため必要である。											
実施方法		（3委託）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)					
	①	支援対象者数（件）			139	183	178	180	180	各年度3月時点			
	②	支援対象者割合（％）			2.3	3.2	3.2	3.2	3	全被保護者に対する割合			
③	高齢者割合（％）			68.6	70.5	65.7	65	65	全支援者に対する65歳以上の割合				
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
6年度		7年度											
継続		継続		支援対象者が増加傾向にあるため、継続する。									

予算・決算額等の推移			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額					—	28,380	34,452	35,112	35,178
決算額（6年度は見込み）					—	28,094	34,305	34,838	35,178
実績 の 推 移	事項名（6年度は見込み）		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	金銭管理支援申込者数(3月実績)		—	94	123	139	183	178	180
予算・決算の内訳									
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	金銭管理支援事業	34,305	委託料	金銭管理支援事業	34,838	委託料	金銭管理支援事業	35,178	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		4年度	5年度	差額	勘定科目		4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,258	740	▲ 518	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	34,305	34,838	533		国庫支出金	17,226	16,709	▲ 517
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	17,226	16,709	▲ 517
		賞与・退職給与引当金繰入額	215	101	▲ 114		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,552	▲ 18,970	▲ 418
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	35,778	35,679	▲ 99		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,552	▲ 18,970	▲ 418
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,552	▲ 18,970	▲ 418		

備考	本事業は委託により実施しており、行政費用の約98%を物件費が占めている。その内訳は、全額委託料となっている。行政収入は、国庫補助金が16,709千円あった。
----	--

問題点・課題	○金銭管理支援の必要な対象者が増加傾向にある。支援対象者は高齢者のみではなく、65歳以下の被保護者も含まれる。新規での保護開始と同時に支援が必要となる被保護者も増加している。 ○支援開始後も、支援内容について支援員とCWが情報連携を行い、適切な支援内容について検討していく必要がある。 ○認知症を患っている対象者が、金銭管理契約を行ったことを忘れてしまうことがあるため、契約能力の判断が難しい部分がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	金銭管理支援員とケースワーカーが、必要に応じて情報共有を行うことで、より適切な支援方針を目指していく。	緊急性の高い対象者の支援が迅速に開始出来るよう、CWと支援員との連携体制を強化した。	CWから支援依頼のあった対象者について、支援の必要性や開始の時期等、CW・支援員と随時情報を共有し確認を行っていく。
②			
③			

他 区 施 状	(実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区)			
	未実施：港区、台東区、墨田区、江東区、練馬区			

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和6年度）

No1

事務事業コード	08-02-25		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	生活困窮者自立支援事業		部課名	福祉部生活福祉課		課長名	矢代	
			担当者名	井口		内線	2624	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（6年度）	01-15-01		生活困窮者自立支援事業					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 6年度 ☐ 5年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 27	（ 2015 ）	年度	根拠	生活困窮者自立支援法、荒川区生活困窮者自立支援事業実施要綱等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	12	低所得者の自立支援					
目的	生活保護に至る前段階である生活困窮者の自立に向け、生活を取り巻く本人の状況に応じた様々な生活相談を受け、包括的かつ継続的な支援を行うとともに、就労等の支援体制の整備を行う。							
対象者等	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者。							
内容	○生活困窮者自立相談支援機関として、経済的な問題及び仕事・住居等に不安を抱える対象者の相談を受け、課題の把握とともに適切な支援を検討するほか関係機関へ繋ぐ。 ○課題等の状況により支援プランを作成し、ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関と連携しながら就労支援及び就労準備支援、住居確保給付金支給等を実施する。 ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（令和3年7月～令和4年12月申請受付終了） 【必須事業】 ・生活困窮者自立支援事業（就労支援事業）・被保護者就労支援事業・住居確保給付金 【任意事業】 ・就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業・家計改善支援事業（令和2年度開始） ・子どもの学習・生活支援事業（子育て支援課所管）							
経過	平成21年 6月 平成21年10月 平成27年 4月 平成28年 4月 令和 2年 4月 令和 3年 4月 令和 3年 7月 令和 4年12月	区独自事業として、「仕事・生活サポートデスク」を常設設置 厚労省の経済危機対策として住宅支援給付の開始（平成26年3月申請期限終了） 生活困窮者自立支援法施行。生活保護に至る前段階の生活困窮者に対する支援の強化を図るため、福祉事務所設置自治体において、必須2事業と任意事業による自立支援事業を実施。区独自であった仕事・生活サポートデスクを自立相談支援機関に位置付け 就労支援員、専門相談支援員（メンタル相談）を追加配置し相談支援体制を強化するとともに、就労準備支援事業を実施 家計相談専門員を配置、収支バランスの崩れている生活困窮者への支援体制を強化 被保護者及び生活困窮者就労支援業務の一体的実施 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の開始（令和4年12月申請期限終了） 自立相談支援機関内に、「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置						
必要性	第2のセーフティネットとして平成27年度から全国的に実施された事業であり、平成30年6月には生活困窮者自立支援法が改正され支援の充実を図っている。また、複雑化・複合化する課題やコロナ禍で顕在化した新たな相談者層への対応が求められており、必要性は高い。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 庁内に直営の自立相談支援機関の窓口を設置し、庁外に委託の就労準備支援事業所を開設。ハローワークや社会福祉協議会等の関係所管・機関との連携による支援を実施。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			3年度	4年度	5年度	6年度見込み	目標値(8年度)	
	①	自立支援係相談件数	7,191	4,025	3,803	3,516		R3年度は新型コロナウイルスの影響で増加、その後減少傾向
	②	支援プラン作成件数	20	137	165	168		R3年度は、支援プラン作成省略可能期間。
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
6年度	7年度							
推進	推進	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業であり、引き続き推進していく。						

予算・決算額等の推移		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
予算額		24,944	25,254	150,044	447,268	269,212	83,289	65,038
決算額（6年度は見込み）		24,440	24,963	148,222	357,134	191,479	47,312	65,038
実績 の 推移	事項名（6年度は見込み）	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	自立支援係相談件数	2,975	2,659	4,570	7,191	4,025	3,803	3,516
	支援プラン作成件数	146	88	28	20	137	165	168
	住居確保給付金新規支給決定者数	14	12	464	230	81	47	42

予算・決算の内訳								
令和4年度（決算）			令和5年度（決算）			令和6年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	会計年度任用職員報酬	9,459	報酬	会計年度任用職員報酬	12,028	報酬	会計年度任用職員報酬	12,142
職員手当・旅費	会計年度任用職員手当・旅費	2,485	職員手当・旅費	会計年度任用職員手当・旅費	3,099	職員手当・旅費	会計年度任用職員手当・旅費	5,293
共済費	会計年度任用職員社会保険料	1,724	共済費	会計年度任用職員社会保険料	1,759	共済費	会計年度任用職員社会保険料	2,033
需用費	事務用品、案内リーフレット	231	需用費	事務用品、案内リーフレット	303	需用費・役務費	事務用品、案内リーフレット、郵便料	960
委託料	就労準備支援事業業務委託等	81,994	委託料	就労準備支援・引きこもり支援等委託	19,604	委託料	就労準備支援・引きこもり支援等委託	22,552
扶助費	住居確保給付金	23,706	扶助費	住居確保給付金	10,519	扶助費	住居確保給付金	19,653
負担金補助	新型コロナウイルス自立支援金	71,880	役務費	郵便料	0	備品購入費	自立支援システム用パソコン等	2,405

行政コスト計算書	勘定科目			4年度	5年度	差額	勘定科目			4年度	5年度	差額
	行政費用	給与関係費	23,243	28,031	4,788	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	82,854	20,568	▲ 62,286		国庫支出金	199,225	33,142	▲ 166,083		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	8,616	8,616		
		扶助費	23,706	10,519	▲ 13,187		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	71,880	0	▲ 71,880		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	199,225	41,758	▲ 157,467		
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,771	1,889	118		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 4,229	▲ 19,249	▲ 15,020		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
行政費用合計(b)			203,454	61,007	▲ 142,447	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)			▲ 4,229	▲ 19,249	▲ 15,020	
特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0	
特別収支差額(f)－(g)＝(h)			0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)			▲ 4,229	▲ 19,249	▲ 15,020	

備考	行政費用では、新型コロナウイルス感染症自立支援金の終了により、補助費等が皆減となっている。扶助費は住居確保給付金の支給決定件数の実績減により減となった。行政収入では、国庫負担金が28,136千円、国庫補助金が5,006千円の収入があった。
----	---

問題点・課題	○コロナ禍の影響による生活困窮の状況は落ち着きを取り戻しつつあるが、離職・収入減少による生活困窮の相談は依然多く、的確な支援制度を紹介するなど相談員の知識量が重要となる。専門研修や係内の定例ミーティングを積極的に活用し、相談員のスキルアップと相互の情報共有に努める。 ○「あらかわひきこもり支援ステーション」を設置したことで、区民から相談件数が増加傾向にあり、今後も適切な対応を行うために、庁内及び他機関との連携強化を努める。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和5年度に取り組む 具体的な改善内容	令和5年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	既存の相談支援体制を維持しつつ、 庁内及び他機関との連携を強化し、 ひきこもり支援体制を強化していく。	庁内及び他機関と定期的な打ち合わせを実施し、連携強化に努めた。	相談支援体制を更に強化するため、 庁内及び他機関との連携を引き続き図っていく。
②	各相談員の知識や事例を共有し、研修で得た知識を相談業務に活かしていく。	定期的な相談員の打合せ等を重ね、 各相談員が得ている知識や事例等を共有し、 相談業務に対応することができた。	複雑・深刻化した相談に対応するために、 相談員に積極的に研修を受講し知識の習得に努める。
③			

他 施 区 状 況 の 実	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
	生活困窮者自立支援法に基づく必須事業であり、全区が実施。 任意事業についても、いずれかの事業を全区が実施。								

況 議 会 質 問 状 (要 旨)	平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援法の運用にあたって」
	平成27年度9月会議 「生活困窮者自立支援制度における任意事業実施の検討について」
	令和3年度9月決算特別委 「住居確保給付金の令和2年度執行率(400%超)について」